



子どもの事故に注意

当センターに寄せられる相談の中には、小さなお子様を持つ保護者の方からの相談があります。相談の内容は、様々な製品の安全性についてのものが多いのですが、中には誤飲・誤食に関連した相談もあります。育児経験のある方ならよくわかると思いますが、ハイハイをしまして、やがて歩き出し、活動領域が広がってきた丁度その時期と、手当たり次第に何でも口に出来る時期が重なり、保護者にとっては“目が離せない”状況になります。「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」が消費者庁から公開されています。¹⁾ 子どもの事故について注意点をまとめました。



消費者庁の消費生活意識調査²⁾によると乳幼児の育児経験がある 2,201 名のうち、約 4 割が転落や転倒の事故を経験しています（転落：43.8%、転倒：43.5%）。「転落」はイス、ベッド、階段、窓等からの転落事故で、「転倒」は段差、自転車などの乗り物等による転倒事故です。

また、乳幼児の事故で医療機関への通院をした事故の割合に注目すると、多い順番は下記の表となります。

(n=2,201)

乳幼児の育児中の事故の経験	事故にあった経験があり、 医療機関を受診した割合 (%)	事故にあった経験があるが、 医療機関は受診していない (%)
転落	12.8	31.0
転倒	13.4	30.1
やけど	11.1	13.9
誤飲	6.7	7.0
刃物によるケガ	4.0	14.3
窒息	1.2	4.9
おぼれ	1.1	8.4

「やけど」は熱湯や暖房器具、アイロン等によるもので、「誤飲」は磁石、吸水樹脂ボール、ボタン電池、たばこ、薬、お酒、洗剤等を誤飲した事故です。

当センターへの問い合わせ内容については、「ちょっと目を離したすきに、口に入れてしまった」、「かじったみたいなんだけど大丈夫かしら？」など口にした化学製品は様々ですが、どの程度口に入れたかまではよく分からないことが多く、お子様の様子に異常が無くても、安全性が心配になって念のため問い合わせるケースもあります。誤飲・誤食事故は思わぬ時に起こるもの、慌てないために応急処置や緊急時の連絡先等の情報を頭に入れておくことが大切です。

誤飲・誤食したものや量によって手当てが異なります。応急手当の情報については、製品の表示、製品のメーカーの消費者相談室、日本中毒情報センターの「中毒 110 番」等で得ることができます。

吐かせるべきかどうか、何か飲ませたほうがいいのか困ったときは、専門機関に問い合わせましょう。

○日本中毒情報センターの「中毒 110 番」

中毒事故が起こったら（家庭でできること、やってはいけないこと）³⁾

1. 原因物質の確認

まず、何を飲んだのか、何を吸ったのか、中毒の原因物質を確認します。医療機関を受診する場合や中毒 110 番に相談する際にも必要な情報です。特に、中毒事故の場面を見ていなかった場合、散らかっている空き瓶や空き箱など周囲の状況から原因物質を特定しなければならないこともあります。残っている量から飲んだ量を推定することも重要なポイントです。

2. 応急手当

意識があり、呼吸も脈拍も異常がない場合に行います。

意識がない、けいれんを起こしているなど、重篤な症状がある場合は、直ちに救急車を呼びます。

1) 食べた場合・飲んだ場合

食べたり、飲んだりした物によって手当てが異なるので、中毒 110 番にご相談ください。

- ① あわてずに、口の中に残っているものがあれば取り除き、口をすすいで、うがいをします。

（難しい場合は濡れガーゼでふき取ります）。

- ② 家庭で吐かせることは勧められていません。吐物が気管に入ってしまうことがあります。特に吐かせることで症状が悪化する危険性のあるもの場合は絶対に吐かせてはいけません。

※絶対に吐かせてはいけないものの例

石油製品（灯油、マニキュア、除光液、液体の殺虫剤など）

容器に「酸性」または「アルカリ性」と書かれている製品

（漂白剤、トイレ用洗浄剤、換気扇用洗浄剤など）

防虫剤の樟脳（しょうのう）、なめくじ駆除剤など

- ③ 刺激性があったり、炎症を起こしたりする危険性があるもの場合は、牛乳または水を飲ませます。誤飲したものを薄めて、粘膜への刺激をやわらげます。飲ませる量が多いと吐いてしまうので、無理なく飲める量にとどめます。（多くても小児では 120mL、成人では 240mL を超えない）。

※牛乳または水を飲ませたほうがよいものの例

容器に「酸性」または「アルカリ性」と書かれている製品

（漂白剤、トイレ用洗浄剤、換気扇用洗浄剤など）、

界面活性剤を含んでいる製品（洗濯用洗剤、台所用洗剤、シャンプー、石けんなど）

石灰乾燥剤、除湿剤など。

- ④ その他のもの場合は、飲ませることで症状を悪化させる恐れがあるものもありますので、何も飲ませないようにします。

※飲ませることで症状を悪化させる恐れがあるものの例

石油製品（灯油、マニキュア、除光液、液体の殺虫剤など）

たばこ・たばこの吸殻、防虫剤（パラジクロロベンゼン、ナフタレン、樟脳）

2) 吸い込んだ場合

きれいな空気の場所に移動する。

3) 眼に入った場合

眼をこすらないように注意して、すぐに流水で 10 分以上洗う。

眼を洗うことが難しい場合や、コンタクトレンズが外れない場合は無理をせず、すぐに受診する。

4) 皮膚についての場合

すぐに大量の流水で洗う。付着した衣服は脱ぐ。

【参考にした情報】

1) 子どもを事故から守る!事故防止ハンドブック(2022 年 3 月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/assets/consumer_safety/cms204_220322_01.pdf

2) 令和 4 年 7 月の消費生活意識調査結果について

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research/cms201_220720_01.pdf

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_003/assets/consumer_research/cms201_220720_02.pdf

3) 『中毒事故が起こったら（家庭でできること、やってはいけないこと）』公益財団法人 日本中毒情報センター

<https://www.j-poison-ic.jp/general-public/response-to-a-poisoning-accident/at-home/>

もしものときは

厚生労働省「子ども医療電話相談事業(#8000)について」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>

総務省消防庁「全国版救急受診アプリ(愛称「Q 助」)」

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html>

公益社団法人日本小児科学会「ONLINE QQ こどもの救急」

<http://kodomo-qq.jp/>

中毒事故の場合は

公益財団法人日本中毒情報センター「中毒 110 番」

<https://www.j-poison-ic.jp/110service>